

青年部研究会実施要領

1. 事業の目的

青年部研究会は、今後の中小企業を担う青年経営者等の資質の向上を図るとともに、青年経営者の活力と創意工夫が組合活動に発揮されることを期待して、県中央会及び青年中央会が組合等の青年部活動を促進することを目的に実施するものとする。

2. 対象要件

(イ)研究会の参加対象者は、原則として組合等の青年部員であって、組合の事務所が本県の区域内にあること。

(ロ)研究会の開催は、原則として1組合ごとに実施することとするが、2組合以上合同で実施しても差し支えない。

3. 対象事業の内容

研究会の実施は次に掲げる事項に関して参加者が自由に討議、検討しながら研究を行うこと。

(イ)経営管理、販売管理、経理、財務、労務、組織運営等に関する青年経営者の資質の向上を図るための研究。

(ロ)新製品の開発、新技術の導入、新分野進出、その他当該業種の直面している問題に関する研究。

(ハ)中小企業及び組合等の今後のあり方に関する研究。

4. 対象経費

研究会の実施に要する経費で、次に掲げるものについて対象とする。

謝金、旅費、会議費、資料費、車両借上費、借損料、消耗品費、通信運搬費

5. 研究回数

原則として**3回程度実施**するものとする。

6. 対象金額(事業に要する経費)

対象金額(事業に要する経費)は、**原則272,380円(うち、3分の1以上は受益者負担※)**とする。

7. 受益者負担 ※

研究会の実施に要した**経費の3分の1以上を、対象となる組合が負担**するものとし、事業終了後、青年中央会が指定する銀行口座へ振込むものとする。

なお、口座振込み後の返還はしないものとする。

8. 実施申請

本事業を実施希望する組合は、組合青年部研究会事業実施申請書を青年中央会会長経由で県中央会に提出するものとする。

9. 対象組合の選定

対象組合の選定は、事業実施申請書の提出を受けた組合の中から、青年中央会役員会において対象組合を選考し県中央会に対し推薦を行い県中央会において決定するものとする。

10. 実施報告

組合は、本事業の研究会開催ごとに、事業完了後7日以内に実施報告書を提出しなければならない。

留意事項

1. 各回の研修会実施の2週間前までに一度連絡すること。実施後については対象とできない。
 - ①勉強会
 - 「講師」／氏名、所属、役職名（資格名）、プロフィール、講演テーマ、謝金及び旅費（中央会規程による）の金額、支払方法（法人払い又は個人払い）等
 - 「会場費」／会議場の名称、住所及び電話番号等
 - 「会議費」／単価（1,500円／人以内）×参加人数
 - ②視察
 - 視察先の名称、代表者名、住所、電話番号、担当者名、担当役職名等
 - 「視察費」／車借上料又は旅費の旅行代理店等の見積書
2. 見積書、請求書及び領収書の宛名は全て「石川県中小企業団体中央会」とすること。
※補助対象経費については、一旦中央会が支払い、全事業完了後、組合青年部に対し、その1／3以上を請求するものとする。）
3. 各事業実施後、速やかに「実施報告書」「参加者名簿（氏名、会社名等）」「資料」「視察先のパンフレット」等を提出すること。